

1 教育問題について

(1) 携帯電話が子どもに与える影響について

携帯ゲーム機器、携帯電話の普及、家族のあり方が、対人関係構築能力の低下を招き、不登校、引きこもり、ニートの増加にも影響を与えていると考えられるが、県教委としての認識をまず伺う。

携帯電話依存症という言葉をついたびたび新聞、テレビ等で見聞きする機会がふえた。電車、駅のホーム、喫茶店でも多くの方が、ひたすら携帯電話と向き合っている。スマートホンの普及が拍車をかけているようだ。今や社会現象であり、学校だけでの対応も難しいとは思われるが、対人関係能力を向上させる責務も教育機関のもつ大切な役割であり、その取組について、また小・中学校における携帯電話の所持規制について条例化している県もあるが山口県の対応について所見を伺う。

教育に関する数点のお尋ねにお答えいたします。

まず、携帯電話が子どもに与える影響についてです。近年の情報化の進展、家庭や地域社会の変容などの社会環境の変化は、子どもたちの意識や行動に様々な影響を及ぼしており、子どもたちが正しい判断力や望ましい態度を身に付けていくことが重要であると考えております。

特に、お示しの携帯電話が子どもたちの間にも普及しておりますことから、県教委では、情報モラル教育の推進に努めているところであり、各学校では、家庭、地域、関係機関と連携して、情報機器の使用におけるマナーの遵守や、安全、健康への配慮等について実践的な態度を養う指導を計画的に行っております。

また、小中学校での携帯電話の取扱いにつきましては、保

護者や地域の理解を得ながら、校内持ち込み禁止や使用の制限等の規則を定め、その徹底を図っているところではありますが、子どもたちの携帯電話の所持につきましては、各家庭が主体的に判断されるものであると認識しております。所持する場合には家庭でのルールづくりとその継続的な指導が重要でありますことから、各学校では、県教委作成の参考資料等を活用しながら保護者への啓発に努めております。

県教委といたしましては、スマートフォン等の急速な普及に伴う様々な問題が指摘される中、その現状と課題を明らかにし、学校や家庭での効果的な指導の在り方を検討するため、新たに、保護者をはじめ、専門家や関係機関等を交えた協議会を設置し、その協議内容を踏まえ、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの携帯電話等の適切な使用に向けた取組を推進してまいります。

1 教育問題について

(2) 自然体験教育について

自然体験教育には素晴らしい成長の機会があるが、事故に対する責任、自己中心的な児童や保護者の増加、指導者の高齢化の影響により、最近では地域団体による1泊2日のキャンプもほとんど行われなくなった。

土日に休みの取れない保護者にとっては、子どもたちを自然に触れさせる機会が大幅に減っている。

また、集団宿泊活動を実施しない学校、事故の危険性に配慮して野外炊飯を実施しない学校が増えている。

まず、自然体験教育に対する県教委の認識を伺う。

自然体験教育の重要性の啓発、指導者の育成、また実施団体への助成、特に学校現場については、青少年の家などの自然体験施設までの往復バス費用の助成等が不可欠と考えるが、その取組みについて伺う。

OBS手法を取り入れたクエストキャンプの有効性については十分理解するが、少人数の限られた参加定員であり、もっと幅広く市町教委単位で実施し、指導者の育成と参加人数の増加を図るべきと考えるが、所見を伺う。

発達障害や不登校児童に対する自然体験教育の有効性が認められているが、一時期に比べ、活動が低迷しているように思われるが、実施状況と、今後の取り組みについて伺う。

次に、自然体験教育についてであります。

自然体験教育は、子どもたちの豊かな心を育むために大きな役割を担っていることから、家庭・地域社会の変化や、安全の確保、指導者の育成等の課題にも対応しながら、学校教育はもとより、子ども会やPTAなどの積極的な取組を促していく必要があると考えております。

もとより、自然体験活動に係る経費は、基本的には、主催者や参加者が負担すべきものであると考えておりますが、県教委では、PTA研修会など様々な機会を活用し、自然体験活動の目的や効果について、学校関係者をはじめ保護者や地域の理解を深めるとともに、実践的なノウハウを身に付けるための研修会等を通して、指導者の育成・確保を図ることにより、自然体験活動の活発な取組がなされるよう努めているところであります。

次に、OBS手法を取り入れたクエストキャンプについてですが、県教委といたしましては、一人でも多くの子どもたちに、その参加機会を提供していくために、お示しのよう、市町教委でも実施できますよう、市町教委への指導者の派遣やプログラム作りの指導助言を行いますとともに、新たな指導者の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に発達障害のある児童や不登校児童に対する自然体

験教育につきましては、子どもたちの特性に応じながら、効果的に実施していくため、県の「子どもと親のサポートセンター」における「ふれあい学習支援室」の事業におきまして、様々な活動に取り組んでいるところであり、今後は、その取組の一層の充実を図ってまいります。

1 教育問題について

(3) 学力向上を意識した小中学校での達成度試験について

学習達成がとかく不十分なまま、生徒が何の関門もなく中学校を卒業することに疑問を感じる。

大学入試において、高校段階で数次の達成度テストを行うという動きがあるが、小中学校の段階で達成度試験を行うべきだと考える。そのためにはこれまで以上に教員を増やし、きめ細かい指導をすべきであり、どうしても目標に届かない子どもたちには、特別指導を行う必要もある。

学力向上を意識した小中学校での教科ごとの達成度試験への取組についてご所見を伺いたい。

次に、小中学校での達成度試験についてであります。

学力の向上に向けましては、子どもたち一人ひとりの学力を的確に把握し、それぞれの状況に応じたきめ細かな指導を進めることが、重要であると考えております。

このため、県教委では、三十五人学級化や少人数指導教員、学力向上等支援員の配置など、各学校における指導体制の充実に努めているところであります。

お示しの「小中学校での教科ごとの達成度試験」につきましては、現時点では、その導入を考えておりませんが、県教委では、今年度新たに、小学校3年生から中学校2年生までを対象とした、本県独自の「山口県学力定着状況確認問題」を実施することとしており、今後御提案の趣旨も踏まえ、これを有効に活用することにより、子どもたち一人ひとりの学

力の定着状況を確認し、繰り返し学習、補充学習など、各学校におけるきめ細かな指導の充実を図ってまいります。

2 土木建築行政について

- (1) 入札契約制度の改正と中山間地域における建設業者の継続的な経営の確保について
- (4) 建設業のイメージアップと後継者育成について

(1) 近年、大規模な自然災害が多発し、緊急的な対応や復興等に建設業者の存在が不可欠となっているが、台風や豪雨による土石流などの発生率が高い中山間地域では、建設業者の解散等が増加し、業者の不足から災害発生時の緊急的な対応が難しく、冬季の除雪作業にも影響が出ているとのことである。

このたび県は、地域に密着した工事は地域の実情を踏まえ、必要に応じて地域内の業者に限定して指名する「地域活力型指名競争入札方式」を導入した。その成果として、災害発生時の迅速な対応が可能となる中山間地域の建設業者の継続的な経営の確保に期待しているが、実施に当たっては入札地域の分割、工事金額、入札業者の選定などの課題が予見されるが、施行に当たっての所見を伺う。

(4) 建設業は社会基盤整備の柱であり、住民の安心安全の確保にも、不可欠な存在であり、建設業のイメージアップとともに後継者育成の強化が図られるべきと考えるが、県の所見と取組について伺う。

土木建築行政に関する数点のお尋ねのうち、まず、「入札契約制度の改正と中山間地域における建設業者の継続的な経営の確保」及び「建設業のイメージアップと後継者育成」に

ついて、まとめてお答えいたします。

本県建設産業は、お示しのような極めて厳しい環境におかれているところであり、県としては、「やまぐち産業戦略推進計画」に「将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築」を掲げ、お尋ねの入札契約制度の改正や後継者育成等に早急に取り組むこととしています。

(1)まず、「入札契約制度」等についてです。

県では、中山間地域を中心とした地域の建設業者の受注機会の確保を図るため、この8月からお示しの「地域活力型指名競争入札方式」の試行を開始したところですが、その実施に当たっては、従来の指名競争入札や一般競争入札のような一律的な運用ではなく、各発注事務所が、地域別の業者数や工事量、受注状況等の実情を勘案しながら、実施地域や対象工事、指名業者などを柔軟に選定することとしています。

県としては、この試行を通じ明らかになった課題に対して、必要な見直しを行ったうえで、来年度からの本格導入を検討してまいります。

(4)次に、「建設業のイメージアップと後継者育成」についてです。

県では、人材の確保・育成に係る現状と課題や行政の役割等を把握し今後の対策を検討するため、今年度、「公共事業改革推進事業」を創設し、これまで、懇談会や意識調査を通じて建設業者や学校関係者、さらには就業斡旋、広報、経営関係など幅広い有識者の方から意見をお聞きしてまいりました。

この中では、災害対応における建設業者の活躍などをまとめた広報ツールの活用や、若年者の資格取得に係る環境整備といった、多くのご意見をいただいたところであり、こうした意見も取り込みながら具体的な施策を構築し、建設業のイメージアップや後継者の育成に、積極的に取り組んでまいります。

2 土木建築行政について

(2) 技能労働者の労務単価について

国土交通省は、今年度より公共工事設計労務単価を約15.1%引き上げた。建設労働者に対する適正な賃金支払いの徹底化に加え、社会保険加入に伴う建設業者の法定福利費の負担につなげることを目的としている。

さて、山口県は12%の引き上げを行ったとのことだが、その労務費一覧表を見て、その低さに驚かされた。

果たして、この金額は「技能を引き継ごう」という若者たちの意欲をかき立てる単価なのか疑問だ。

まず、山口県の公共工事設計労務単価に対する県の認識を伺う。

私は、労務単価を東日本大震災の被災地である福島県や宮城県、岩手県なみの20%程度に引き上げることが技能労働者の確保、ひいては後継者の確保に繋がると考えるが所見を伺う。

次に、技能労働者の労務単価についてです。

お尋ねの設計労務単価は、公共工事の積算を適切に行うため、実勢価格等を踏まえて定めるものであり、山口県の単価としては、国が、県と共同で行う賃金支払い実態の調査結果に基づき定めたものを採用しているところです。このことから、当該単価は実勢を反映した適正なものと認識しており、また、県内公共事業の公正性確保の観点からも、県独自の単価引き上げは困難と考えておりますが、県としては、まず、今年度の単価上昇分を確実に賃金引上げに繋げることが重要と考え、今年度、速やかにこの単価を適用するとともに、建設関係団体等に対し、下請を含む技能労働者への適切な水準

の賃金支払いを要請したところであり、引き続き、こうした取組を進めて行くことにより、技能労働者の就労環境の改善に努めてまいります。

2 土木建築行政について

(3) 社会保険など法定福利費を明示した標準見積書について

建設産業の社会保険の未加入対策を進めるに当たっては、加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業、更に個々の技能労働者まで適正に支払われることが重要である。

現在、法定福利費が明示された標準見積書の9月からの一斉活用に向け、(各専門工事業団体が)作業を進めているが、実施に当たっては課題が多いと考えられる。

国交省は、「遅くとも平成29年度以降は、未加入企業は下請けに選定すべきでない。労働者についても保険加入が確認できないときは現場入場を認めるべきでない。」としているが、100%の加入について、どのように取り組むのか。

法定福利費の算定について、正確な把握が困難な場合は、各専門工事業団体が作成した標準見積書を参考にするとしているが、その精度をどの程度と認識しているか。

法定福利費を確保し、下請企業に流れるようにするためには、法定福利費を適正に負担しない企業への対応、民間発注者への要請・周知、公共工事におけるダンピング対策、元請への指導、見積時の法定福利費の明示などが大切と考えるが、どのように取り組むのか。

とび職では、公共工事設計労務単価は16,600円、下請に支払う法定福利費などの必要経費を入れると23,300円となるが、労務単価部分のダンピングに繋がる可能性はないか。

次に、社会保険など法定福利費を明示した標準見積書についての4点のお尋ねです。

まず、社会保険の100%加入についてです。

県では、社会保険の加入について、建設業許可申請時や経営事項審査時に、未加入業者に対し、個別に加入指導する他、元請を通じて下請業者の保険加入指導を行うなど、その促進に努めているところです。

今後は、こうした取組に加え、建設業者を訪問し実施している下請契約等の実態調査において、新たに、保険加入状況の確認・指導を行うなど、引き続き、すべての建設業者の社会保険加入に向けて取り組んでまいります。

次に、標準見積書の精度についてです。

お示しの各専門工事業団体が作成している標準見積書は、国が監査法人に委託し、団体と協力して内容をブラッシュアップしたものと承知しており、標準的な目安として十分活用していけるものと考えております。

次に、法定福利費を確保し、下請に流れるようにする取組についてです。

県では、適正な法定福利費の確保や、見積時の法定福利費明示について、リーフレットの作成・配布や、県ホームページへの掲載により、建設業者のみならず、民間発注者も含め、広く周知している他、公共工事の元請に対しては、適正な価格での下請契約等を文書で要請しているところです。

今後は、これらの取組の中で、標準見積書の積極的な活用についても、周知していきたいと考えております。

また、公共事業のダンピング対策についても、これらの要請等を通じて、下請業者へのしわ寄せがないよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、技能労働者に支払われる賃金についてです。

賃金は基本的に労使間の契約に基づき定められるべき性格のものでありますが、そうした中で、技能労働者の賃金がダンピングされることなく、適正な水準で支払われるよう、引き続き、建設業関係団体や入札参加者に対して要請してまいります。

2 土木建築行政について

(5) 河川、港湾等における放置プレジャーボートについて

平成11年の18号台風は、高潮による甚大な被害を及ぼした。漁港や河川に係留された多くの漁船やプレジャーボートが転覆、沈没したが、14年たった今も手つかずのまま、河川、港湾内や港の空き地等に放置されているものが見受けられる。

特にプレジャーボートは14年も経つと、所有者不明のボートも多く、そのほとんどが不法係留によるものである。

豪雨、津波、高潮の2次災害も懸念されることから、国土交通省と水産庁は、平成25年5月、プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合対策に関する推進計画を策定したが、山口県における放置艇の現状と、今後の具体的な取り組みについて伺う。

最後に、放置プレジャーボートについてです。

県ではこれまでも、港湾区域内への係留施設の整備など保管場所の確保や、放置艇の所有者に対する指導、沈船・廃船の撤去等の対策を講じてきたところですが、平成22年度の全国調査では、港湾、河川等の管理者の許可を得ずに係留・保管されている船舶は、県内で約4,500隻となっています。

こうした中、お示しのように、国では、本年5月に、プレジャーボートの適正管理等に関する推進計画を策定し、今後10年間で放置艇をゼロとする目標を掲げ、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策を推進していくこととしています。

このため、県としては、今年度、港湾・河川・漁港の管理者によるワーキンググループを新たに設け、その中で、水域の有効活用等による係留・保管能力の向上や、放置等禁止区

域の指定等による効果的な規制措置の実施など、放置艇の解消に向け、実効性のある具体的な方策の検討を行ってまいりたいと考えています。

3 農林水産物の生産・販売促進について

中国製品の輸入販売は増加しているが、新鮮さが求められる農産物や水産物が国産でないことは問題である。

わが国では外国産食品類等の輸入は今後益々拡大すると推定される。その原因の一つは、国産品に比べて価格が安いことにあるが、安全性の確保が大切である。T P Pにおける今後の交渉如何では、さらなる輸入拡大が懸念される。

今後、輸入食品に対する特色ある農林水産物の生産、販売促進が重要であると考え、ご所見を伺う。

岡村議員の御質問のうち、私からは農林水産物の生産・販売促進についてのお尋ねにお答えします。

お示しのように、T P P交渉などを踏まえると輸入拡大は避けられない課題でありますことから、県としましては、生産者、流通加工関係者、消費者などと協働しながら、輸入食品や他県産に対応できるよう、地産・地消の取組を核に、安心・安全な農林水産物の生産と流通販売対策を積極的に推進しているところであります。

この結果、県産農林水産物を年間通して取り扱う販売協力店が124店舗に拡大し、学校給食における県産農林水産物の使用割合が平成24年度には56%に増加したことに加え、平成24年12月からは給食に使用するパンが全国で2例目となる県産原料100%に統一されるなど多くの成果が得られております。

また、本県独自の「はなっこりー」、「ゆめほっぺ」などの生産が定着し販路が確保されるとともに、流通加工関係者、学校給食関係者などの強い要望に応じて、麦、たまねぎなど、

これまで多くを輸入や他県産に依存していた農林水産物の生産が拡大しているところでもあります。

私は、こうした成果を踏まえまして、本年度から新たに、味や品質に優れ全国に誇れる「やまぐちブランド」を100商品を目標に育成するとともに、やまぐちブランドを取り扱う量販店や飲食店を県内外に設置していく考えであります。

さらに、化学肥料・化学農薬の使用を少なくした農産物の生産拡大や、トマト、なしの高品質生産技術、魚の鮮度保持技術の開発を一段と強化するなど、引き続き、関係機関・団体などと緊密に連携しながら、輸入食品に対応できるよう、安心・安全を基本に、本県の独自性が発揮できる農林水産物の生産と販売促進に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

4 公契約条例の制定について

公契約条例については、全国で7つの自治体（市・区）で成立し、長野県や愛知県、佐賀県では内部検討を行っているという。

公契約条例に対する県の所見と今後の取組みについて、伺う。

公契約条例の制定について、2点のお尋ねにお答えします。まず、1点目に、公契約条例に対する「県の所見」についてです。

公契約条例は、自治体が発注する公共工事や委託事業等に関し、最低賃金法によって定められた最低賃金を上回る基準額を、自治体独自で定め、公契約の相手方に対し、その基準額を上回る賃金の支払い等を義務付けるものです。

現在、お示しの7つの自治体において、適正な労働条件の確保等を図る、といったことを目的に、公契約条例が導入さ

れている、と承知しておりますが、一方で、ひとつの自治体では整理が難しい様々な課題も指摘されているところです。

具体的には、同一企業内の同一職種において、公契約に従事する者と従事しない者との間に、賃金格差が生じることや、公共工事から、清掃委託、情報システムの開発まで、多様な職種にふさわしい基準額を、自治体独自で、どのように設定するのか、などの課題が指摘されております。

こうした課題は、制度の根幹にかかわる全国共通の課題であり、労働関係法制を所管する国において、十分に検討されるべきものと考えております。

次に、2点目に、公契約条例に対する「今後の取組み」についてです。

現在、国においては、公契約について、調査、検討していく、としております。

本県としては、こうした国の動向を注視していくとともに、他の自治体での導入事例や検討状況など、必要な情報収集に努め、関係部局で広く共有することにより、公契約に対する共通理解を深めていきたいと考えております。

5 スポーツの振興について

2020年オリンピックの日本招致が決定し、国民全体が喜びに包まれている。

今後は山口県においてもオリンピックに向けた選手の強化が図られると考えるが、今後の取組について、ご所見を伺う。

また、オリンピック開催の決定により、県民のスポーツへの関心が一層高まると思われるので、これを機会に、生涯スポーツを推進する観点から、NPO法人など様々な団体が主体となって行うスポーツ大会やスポーツ教室開催等の事業についても、助成の拡大が図られるべきと

考えるが、併せてご所見を伺う。

スポーツの振興についての2点のお尋ねのうち、まず、オリンピックに向けた選手強化の取組についてです。

昨年のロンドンオリンピックにおける卓球の石川選手や柔道の西山選手のように、本県選手のオリンピックでの活躍は、県民に夢と感動を与え、県全体の活力を生み出すことから、県では、本年3月に策定した「山口県スポーツ推進計画」に基づき、山口県体育協会等と連携して、全国や世界の舞台でも活躍できるような選手の育成に取り組むこととしています。

特に、7年後の東京オリンピックで活躍が期待される世代であります小・中学生については、競技特性に応じた優れた才能の発掘や専門プログラムの実施等により、次世代トップアスリートの育成に努めることとしています。

県としては、今後も、一人でも多くの県出身選手がオリンピックで活躍できるよう、中・長期的視点に立って、競技力の維持・向上に取り組んでまいります。

次に、NPO法人などが行うスポーツ大会等への助成の拡大についてです。

現在、県内では、各地で様々な団体による多種多様なスポーツ行事が自主的・主体的に行われているところであり、県としては、生涯スポーツを推進する観点から、こうしたスポーツ活動の機会が充実・拡大されることが重要と考えております。

こうした活動につきましては、本来、各団体が主体的に取り組むべきものでありますが、本県では、「おいでませ！山口国体・山口大会」を契機として、市町が行う「我がまちスポーツ」に対する支援を行うこととし、この事業の中で、NPO法人等の団体が、市町と連携しながら主体的に行うスポーツ大会でありますとかスポーツ教室の開催こういったものに

つきましても助成することといたしております。

県としては、引き続き、本制度の周知やPRに努め、市町と連携しながら、これらの団体の取組を支援してまいります。